

令和8年4月1日

大阪市立海老江西小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成26年5月31日

平成28年6月1日改訂

平成29年1月23日改訂

令和5年4月1日追記

令和6年4月1日改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年6月公布 9月施行 いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心豊かにたくましく生きる子ども」の育成のために「大阪市立海老江西小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① すべての児童の個人の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- ② 児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ③ 日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケートや欠席日数を調査したりして、どのような改善を行うか体系的・計画的にPDCAサイクルに基づき検証し、取組を継続していく。
- ④ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

3. いじめ対策の基本理念

いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先する

4. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 道徳教育において、いじめ問題を取り扱う。
- ② 授業を担当するすべての教員が、公開授業を年1回以上行い、わかる授業づくりに取り組む。
- ③ 授業中の正しい姿勢、発表の仕方・聞き方の指導など、授業規律に関する指導を全校で共通して取り組み、きちんと授業に参加する態度を身につける。
- ④ すべての授業で、自分の考えを書く活動を積極的に取り入れる。そして、理由がわかるように、自分の考えを話したり書いたりする力をつける。また、筋道を立てて考え、その結果を友達と出し合い、話し合い、発表し合う力をつける。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 児童会活動では、全校児童が、学校の一員としての自覚を一層深め、学校生活がより楽しく豊かなものにするための諸活動を計画し、実践していく。また、学校内の仕事を分担し、具体的に計画・実践していくことで、自主的・実践的な態度を身につけ、貢献した喜びを味わえるようにしていく。
- ② 自分や周りの人に関心を持ち、自分の役割や係活動に積極的にかかわろうとする態度を養う。
- ③ 身のまわりの仕事や環境に関心を持ち、働くことや学ぶことの大切さを知り、自分のよさを活かそうとする態度を育てる。
- ④ 夢や希望を持ち、自らの目標に向かって努力する態度を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 「いじめ（いのち）について考える日」の取り組みを工夫する。
- ② 全校朝会や各学級で、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ③ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、たとえいじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことができるようにする。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しても、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 道徳教育全体計画に基づき、互いに助け合い、励まし合おうとする態度を育て、学校全体で、いじめを許さない雰囲気づくりをすすめていく。
- ⑤ 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校内におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

5. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童のささいな変化に気づくために、
 - ・ 学びのポータル（心の天気、相談機能）の活用
 - ・ 個人ノート、生活ノート、日記等の活用
 - ・ 朝の健康観察
 - ・ 休み時間の過ごし方の観察
 - ・ 保健室への来室記録等の確認などを通して、児童の行動観察を一層充実する。
- ② 毎月の「児童理解研修会」において情報共有するとともに、いじめなどの課題の早期発見に努める。
- ③ いじめの可能性に気づいた教職員は、直ちに管理職に報告する。
- ④ 「いじめ・不登校・虐待防止委員会」を開いて、いじめ事案について協議する。
- ⑤ 気づいた情報を5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）にそってメモし、情報を正確に蓄積していく。
- ⑥ 蓄積した情報を管理職に報告するとともに、全校教職員で共有化し、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に早期認知につなげていく。
- ⑦ 毎学期、「いじめについてのアンケート」を全児童対象に実施し、その結果をもとに個別面談を行い、早期認知に努める。
- ⑧ 児童・保護者が抵抗なくいじめについて相談できるように、校長室を相談室とする。
- ⑨ スクールカウンセラーの来校日や大阪市児童虐待ホットライン、24時間子供SOSダイヤル、LINE電話等を児童・保護者に周知する。

6. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 「いじめ・不登校・虐待防止委員会」が、いじめの疑いがあるとして情報を共有している事案を検討し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、組織的に取り組む。
- ② 「いじめ・不登校・虐待防止委員会」は、関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの有無を確認する。個々の事情を十分に勘案し、柔軟かつ適切な対応ができるようにする。

- ③ いじめられた児童からの事実関係の聴取の際には、いじめられた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先する。「あなたは絶対悪くない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- ④ つながりのある教職員中心に、家庭訪問等により保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童・保護者に対しできる限り不安を取り除くようにし、児童の安全確保に努める。
- ⑤ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、事実が確認された場合、当該学級担任、生活指導部長、管理職が指導にあたる。また、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ⑥ つながりのある教職員中心に即日、家庭訪問等で保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ⑦ ネット上の不適切な書き込みに対しては、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用したり、法務局等の協力を得て、プロバイダに削除依頼をしたりする。
- ⑧ 校長が責任をもって事実確認の結果を市教委に報告する。

7. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

<組織名> いじめ・不登校・虐待防止委員会

<構成員> 校長（責任者）・教頭・生活指導部長・教務主任・人権教育主担・養護教諭・当該学級担任

<役割>

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、不登校・問題行動・児童虐待に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

【調査等】

- ① 児童を対象にしたいじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ② アンケート結果をもとにした学級担任による児童からの聞き取り調査
年3回（6月・11月・2月）
- ③ 保護者対象学校生活アンケート 年2回（7月・12月）

【研修会】

人権教育研修会（9月・11月・2月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 本基本方針をホームページ等へ掲載し、保護者・地域へいじめ問題に対する学校の対応の姿勢を周知する。
- ② いじめの問題が発生した場合には、学校協議会へ報告し、支援を求める。

(3) 取組内容の検証

- ① 「いじめ・不登校・虐待防止委員会」では、学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止に向けた取り組みが計画通り進んでいるかどうかのチェックや、対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDC Aサイクルでの検証を行う。
- ② 学校評価においては、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応をしたことを評価し、その結果を受け改善に取り組む。
- ③ 教員評価においては、日ごろからの児童理解、未然防止、早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

8. 重大事態への対処

○ いじめにおける「重大事態」の意味

ア) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ・ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

・上記の場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※ 対処については、「大阪市いじめ対策基本方針 ～子どもの尊厳を守るために～」(R 5. 4 大阪市・大阪教育委員会) (4)いじめによる重大事態への対処に準ずる。

※ いじめ発見の際の流れ

